

兵庫県公報

令和5年10月24日 火曜日 第459号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部改正（デジタル改革課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 保安林の指定予定（治山課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定の解除予定（同）	5
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令に基づく指定認定事務支援法人の名称等の変更の届出（住宅政策課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	6

公 告

○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 入札公告（物品管理課）	8
○ 落札者等の公示（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12

告 示

兵庫県告示第1073号

平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1の表5の項を削除し、6の項を5の項に、7の項を6の項に、8の項を7の項に、9の項を8の項に、10の項を9の項に改める。

同表11の項を削除し、12の項を10の項に改める。

同表13の項を削除し、14の項を11の項に改める。

同表15の項を削除し、16の項を12の項に改める。

同表17の項を13の項に改め、項中「知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」を

「知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に、「第14条」を「第27条」に改める。
2の表9の項中「第13条第1項」を「第12条」に改める。



兵庫県告示第1074号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
まつもと歯科医院	加古川市加古川町平野108-7	令和5年8月1日
打田歯科医院	同 市尾上町口里53-1	同
オスモ薬局 加古川駅前店	同 市加古川町篠原町70 レーベン加古川105	同 年9月1日
訪問看護ステーション たつのこ	同 市米田町平津138-4 サンシティ平津C棟107	同 年8月18日
星空こども・アレルギークリニック	宝塚市仁川北2-5-1 さらら仁川北館1階1-101	同 年9月1日
あさい訪問診療所	同 市逆瀬川2-4-5 メゾンボヌール逆瀬川201号	同
エール歯科・エールこども歯科	同 市山本東3-11-4 仲徳園ビル1階	令和4年7月1日
訪問看護ステーション 結	同 市逆瀬川1-13-18 宝祥ビル202	令和5年9月4日
そよかぜ薬局 三木緑が丘店	三木市緑が丘町本町1-2-7	同 年8月1日
さわやか訪問看護ステーション	川西市水明台1-2-49	同
訪問看護ステーション サンサリテ三田	三田市中町16-3	同 年7月1日
医療法人社団仁徳会 揖保診療所	たつの市揖保町中臣字下高関860-5	同 年8月1日



兵庫県告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
Vi+クリニック	伊丹市瑞穂町6-44 イーストバリア1F	名称
おかもと小児科・アレルギー科	三田市けやき台3-76-4	同上
訪問看護ステーションかなえる	川辺郡猪名川町差組字向イ211-2	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
医療法人社団和啓会 メディクス芦屋クリニック	芦屋市海洋町12-1
まつもと歯科医院	加古川市加古川町平野223-6
打田歯科医院	同 市尾上町口里53-1
あおぞら薬局	同 市加古川町本町字唐崎128-1
あかね薬局	西脇市野村町茜が丘1-20
双葉薬局	同 市黒田庄町喜多201-1
清田医院	川西市火打1-1-12 ラフォートキセラII102号
岩崎医院	丹波市山南町和田268
はまさか訪問看護ステーション	美方郡新温泉町二日市177



兵庫県告示第1076号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
エール歯科・エール子ども歯科	宝塚市山本東3-11-4 仲徳園ビル1階



兵庫県告示第1077号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更内容
阪上 孝信	川西 さくら 整骨院	川西市栄根2-5-6 サニーハイツ1F	名称

2 廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
高木 英行	芦屋グランツ整骨院	芦屋市公光町11-1 松田ビル1F

兵庫県告示第1078号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和5年10月12日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
九鹿土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	九鹿地区	令和5年10月24日から 同年11月13日まで	養父市役所

兵庫県告示第1079号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))岩見構下地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年10月24日から同年11月13日まで
- 3 縦覧の場所
太子町役場

兵庫県告示第1080号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波篠山市大沢字奥谷1064の1、1064の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥谷1064の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1081号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市氷上町佐野字東山1072
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山1072（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1082号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
洲本市五色町鳥飼浦字屏風谷712の21、712の23、712の78から712の80まで
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅（孤立保安林のため）



兵庫県告示1083号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）第2条の規定により、次の指定認定事務支援法人から名称等の変更の届出があった。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定認定事務支援法人の名称	変更事項	変更前	変更年月日
		変更後	
一般社団法人兵庫県マンション管理士会	法人の住所	神戸市中央区多聞通二丁目1番7号法友会館B F南	令和5年8月1日
		神戸市中央区相生町四丁目3番1号神戸ストークビル801号	



兵庫県告示第1084号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

2中「阪神昆陽特別支援学校」を 「阪神昆陽特別支援学校
川西カリヨンの丘特別支援学校」 に改める。

公 告

都市計画の変更に係る案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
香住都市計画道路
3.6.1号七日市線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
香美町香住区七日市坪ノ内、西稲葉、下川原
- 3 都市計画の案の縦覧期間
令和5年10月24日から同年11月7日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び香美町建設課
- 5 意見書の提出
意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。
 - (1) 持参又は郵送による場合
住所、氏名を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。
 - (2) インターネットによる場合
「兵庫県電子申請システム共同運営システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。
アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1692580044328>

QRコード



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	ダイエーグルメシティ北鳴尾店	
所在地	西宮市学文殿町一丁目9番20	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西嶋泰男
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤靖英
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西嶋泰男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤靖英
名川裕之	神戸市東灘区森北町四丁目4番12-227号	
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西嶋泰男
名川裕之	神戸市東灘区森北町四丁目4番12-227号	
- 4 変更年月日

令和4年3月1日
- 5 届出年月日

令和5年10月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和5年10月24日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
令和6年2月26日

(2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年10月24日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立学校校務用パソコン等一式②（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日（金）から令和12年2月28日（木）まで（72箇月）

(4) 納入場所

各県立学校（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和5年10月24日（火）から同年11月7日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所



令和5年12月4日（月）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年12月1日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年10月24日（火）から同年11月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年11月7日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和5年11月27日（月）午後5時から同年12月4日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年10月25日（水）から同年11月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年10月25日（水）から同年11月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年11月7日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年11月27日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年11月30日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年12月18日（月）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of quantity of the product to be procured:

1 set of school affairs computer ②(leasing contract)

(3) Lease period: March 1, 2024 - February 28, 2030

(4) Delivery location:

School in Hyogo (as specified in the specifications)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 7, 2023

(6) Deadline for tender:

14:00 December 4, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 1, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the Notice:

Ms. Kusaga, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月24日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
道路管理パトロール車 5台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月29日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社神戸マツダ
神戸市兵庫区東柳原町3番10号
- 5 落札金額
25,679,874円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年8月22日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町生石字二反田48番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島2番地
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月19日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-6-2号(5高砂)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国安一丁目27番、28番、29番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家一丁目257番地の4
中央殖産株式会社 代表取締役 前川晃輝
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年5月9日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-3号(5稲美)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡2丁目104番、109番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市魚住町清水2354番地の3
株式会社コーワホームテック 代表取締役 河原 源
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年5月25日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7号（5稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡4丁目120番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市魚住町清水2354番地の3
株式会社コーワホームテック 代表取締役 河原 源
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年5月25日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-8号（5稲美）